

「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」の改訂及び「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」の策定について

農林水産省は、今般、新たに得られた食品安全に関わる科学的知見、消費者・生産者・食品事業者等の関係者の意見、コーデックス委員会や諸外国政府の動向を考慮して、「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」を改訂し、令和3～7年度で調査を実施すべき危害要因と食品群または飼料の組合せを示した「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」を策定しましたのでお知らせします。

概要

安全な食品の安定供給は農林水産省の重要な任務の一つです。農林水産省は、食品中の有害化学物質の実態を調査し、人の健康に悪影響を及ぼす可能性がどの程度あるか（リスク）を推定しています。そして、その結果、悪影響がないと言い切れない場合は、あらかじめ食品の安全性を向上させる措置を策定し普及しています。

その際、農林水産省は、科学的原則に基づくとともに、国際的に合意された枠組みに則って食品安全行政を推進するため、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」（平成17年8月25日公表。以下「標準手順書」という。）を作成し、この標準手順書に記載された作業手順に従ってリスク管理を実施しています。

リスク管理を実施するに当たっては、この標準手順書に基づいて、食品中の有害化学物質の含有実態や食品由来の摂取量などの収集した食品安全に関わる科学的知見、消費者・生産者・食品事業者等の関係者の意見、コーデックス委員会や諸外国政府の動向を考慮して、有害化学物質の中から、優先的にリスク管理を行うものを選定しリスト化するとともに、当該リストに掲載した危害要因のうち、今後5年間で調査を実施すべき危害要因と食品群または飼料の組合せを示した中期計画を策定しています。

今般、新たに得られた食品安全に関わる科学的知見、消費者・生産者・食品事業者等の関係者の意見、コーデックス委員会や諸外国政府の動向を参照し、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（優先リスト）を改訂し（別添1 参照）、あわせて、当該リストに掲載した危害要因のうち令和3年度から令和7年度までの5年間で調査を実施すべき危害要因と食品群または飼料の組合せを明示したサーベイランス・モニタリング中期計画（別添2 参照）を策定しました。

今回の優先リストの改訂では、アザスピロ酸（海産毒素）、麦角アルカロイド類（かび毒）、パーフルオロアルキル化合物（1）（環境中の残留性有機フッ素化合物）、ニトロソアミン類（2）（食品の製造過程で生成する化学物質）を新たに追加しました。

一方、農薬として登録されていた有機塩素化合物については、優先度を下げました。

- （1）パーフルオロオクタンスルホン酸、パーフルオロオクタン酸等を含む
- （2）N-ニトロソジメチルアミン、N-ニトロソジエチルアミン等を含む

今後の対応

優先リストに掲載した危害要因について、新たなサーベイランス・モニタリング中期計画に基づいて調査を計画的に実施します。

調査によって得られたデータ等に基づいて、食品の安全性を向上させる措置の必要性やその具体的内容の検討、既に講じている食品の安全性を向上させる措置の有効性の検証・見直しを実施します。

用語の解説

リスク管理：すべての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置を決定、実施、検証、見直しを行うこと。

サーベイランス：問題の程度、又は実態を知るための調査のことを指す。ある有害化学物質がどのような食品にどの程度含まれているのかを把握するための調査が該当する。調査の結果は、食品中の実態把握、摂取量の推定、基準値の検討、実施したリスク管理措置の有効性の検証等に活用する。

モニタリング：矯正的措施をとる必要があるかどうかを決定するために、傾向を知るための調査のことを指す。例えば、飼料中に含まれる有害化学物質について、農林水産省が設定した飼料中の基準値を超過していないかを確認する検査が該当する。調査の結果は、飼料の安全対策の確認に活用する。

関連情報

農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書
(平成17年8月25日公表)

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/sop/index.html

リスク管理検討会(令和2年度第2回リスク管理検討会議事概要等)

https://www.maff.go.jp/j/study/risk_kanri/arc.html

<添付資料>

(別添1) 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト(PDF：226KB)

(別添2) 食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画(PDF：367KB)

【お問合せ先】

消費・安全局食品安全政策課

担当者：阪本、森

代表：03-3502-8111(内線4453)

ダイヤルイン：03-3502-8731

FAX：03-3597-0329

農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき 有害化学物質のリスト

(令和3年3月24日現在)

1. 基本的な考え方

農林水産省は、科学に基づいた食品安全行政の推進のため、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」（平成17年8月25日公表。以下「標準手順書」という。）を作成し、この標準手順書に記載された標準的な作業手順（危害要因¹に関する情報の収集・分析、データの作成、優先度の検討、リスク評価の諮問、施策の検討・決定に当たり考慮すべき事項等）に従ってリスク管理を実施している。

具体的には、食品の安全性を向上させる必要があるか判断するため、

- 1) 食品中の危害要因に関する国内外の情報収集。優先的にリスク管理を行うべき危害要因を選定
- 2) 食品及び飼料中の危害要因の含有実態を調査し、調査等の結果をもとに食品から危害要因をどの程度摂取するか、人の健康に悪影響を及ぼす可能性がどの程度あるかを推定

しており、健康に悪影響がないと言い切れない危害要因について、

- 3) 食品の安全性を向上させる措置（指針等）の策定・普及、措置の検証・見直し

を行っている。

農林水産省がリスク管理を始めた当初は、危害要因がどのような食品群・飼料に含まれるのかが明らかではなかったが、十数年が経過し、農林水産省が危害要因／食品群・飼料ごとに含有実態データを蓄積してきたため、そのデータや食品消費量を活用して、消費者の食品に由来するリスクをある程度判断できるようになってきた。このため、今後は、国民の健康保護のために、優先的にリスク管理を行うべき危害要因／食品群・飼料について、これまでのデータを活用しながら、安全性を向上させる措置の策定・普及、措置の検証・見直しを進めていく必要がある。

今般、農林水産省は、標準手順書に基づき、食品中の危害要因の含有実態や食品由来の摂取量など収集した食品安全に関わるデータや、消費者、生産者、食品事業者等の関係者の意見、国際的動向を考慮に入れた上で、別途定める検討基準（別紙）により、農林水産省の所掌範囲でリスク管理が実施できる危害要因を選定した。

2. 選定した危害要因の分類方法について

¹ 健康に悪影響をもたらす原因となる可能性のある食品中の物質又は食品の状態

選定した危害要因について、今後、農林水産省が実施すべき施策の内容に応じて、以下の3区分に分類することとした。

- リスク管理措置を導入済みであり、当該措置の有効性の検証及び措置の見直しを実施
(注) 各種情報収集を継続するとともに、リスク管理措置により、危害要因の濃度が低く保たれているか等、最新の実態に基づき当該措置の有効性を検証し、措置を継続するか改善する。
- リスク管理措置の必要性を検討するとともに、必要かつ実行可能な場合にリスク管理措置を実施するため、含有実態調査、リスク低減技術の開発等を実施
(注) 摂取寄与が高いと考えられる食品を中心に詳細な実態を調査し、予備的なリスク推定を行う。その際、国際的なリスク評価又は国内におけるリスク評価で得られた毒性指標値等を参考にする。リスク管理措置の実行可能性の検討は、標準手順書「5. リスク管理措置の策定」に基づき、発生する可能性がある他のリスク、技術面、財政面での実行可能性、リスクと便益との関係等を検討する。
- 危害要因の毒性や含有実態等の関連情報を収集
(注) 国内外における含有実態等の関連情報を収集し、どのようなデータが不足するか検討し、必要に応じ、含有実態の調査及び研究並びに分析法の開発等を行う。当該食品の我が国における消費量が多いなど、人の健康へのリスクが大きいと想定される場合には、リスク管理措置の必要性の検討のため、詳細な実態調査を進める。

3. 優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト

- リスク管理措置を導入済みであり、当該措置の有効性の検証及び措置の見直しを実施
(注) 農林水産省が、過去の実態調査の結果からリスク管理措置を導入すべきと判断し、汚染低減のための指針の策定など何らかの措置を導入したものが該当する。
- 一次産品に含まれる危害要因
- (海産毒素)
下痢性貝毒、麻痺性貝毒
 - (かび毒)
アフラトキシン M₁、タイプ B トリコテセン類[※]、パツリン、フモニシン類（誘導体を含む）
(※) タイプ B トリコテセン類は、デオキシニバレノール、ニバレノール及びそれらの誘導体を含む。
 - (重金属等)

カドミウム

(その他)

放射性セシウム

➤ 食品の製造過程などで生成する危害要因

ヒスタミン、アクリルアミド、多環芳香族炭化水素類、
クロロプロパノール類※、グリシドール脂肪酸エステル類

(※) クロロプロパノール類は、3-MCPD、3-MCPD 脂肪酸エステル類を含む。

- リスク管理措置の必要性を検討するとともに、必要かつ実行可能な場合にリスク管理措置を実施するため、含有実態調査、リスク低減技術の開発等を実施

(注) 農林水産省が、過去の実態調査の結果からリスク管理措置の必要性を検討すべきと判断したものが該当する。

➤ 一次産品に含まれる危害要因

(かび毒)

総アフラトキシン※、オクラトキシンA、ステリグマトシスチン

(※) 総アフラトキシンは、アフラトキシンB₁、B₂、G₁、G₂を指す
(アフラトキシンM₁を除く)。

(植物に含まれる自然毒)

ピロリジジナルカロイド類

(重金属等)

ヒ素

- 危害要因の毒性や含有実態等の関連情報を収集

(注) 農林水産省が過去に実態調査をしていないものや、実態を調査しているがデータが不足しており調査の継続が必要と判断したものが該当する。

➤ 一次産品に含まれる危害要因

(海産毒素)

アザスピロ酸、シガテラ毒

(かび毒)

ゼアラレノン、タイプAトリコテセン類※、麦角アルカロイド類

(※) タイプAトリコテセン類は、T-2 トキシン、HT-2 トキシン、
ジアセトキシシルペノールを含む。

(重金属等)

鉛、水銀（総水銀及びメチル水銀）

(その他)

ダイオキシン類（コプラナーPCB 含む）、

パーフルオロアルキル化合物※

(※) パーフルオロアルキル化合物は、パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)、パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 等を含む。

➤ 食品の製造過程などで生成する危害要因

フラン及びフラン化合物^{※1}、トランス脂肪酸、ニトロソアミン類[※]

²

(※1) フラン化合物は、2-メチルフラン、3-メチルフラン等を含む。

(※2) ニトロソアミン類は、N-ニトロソジメチルアミン、
N-ニトロソジエチルアミン等を含む。

4. 留意事項

- (1) 優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストに掲載した危害要因及びその区分について、リスク管理の進展に応じ随時見直しを行う。
- (2) 優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストに掲載した危害要因について、以下のいずれかに該当する場合は、当該リストから除く。
 - 1) リスク管理措置を実施した結果、国民の健康への影響が無視できるほど小さくなったと判断される場合であって、リスク管理措置を継続しなくてもリスクが十分低くなったとき。
 - 2) 各種情報収集や予備的なリスク推定の結果、国民の健康への影響が無視できるほど小さく、かつ、特段のリスク管理措置が不要と判断したとき。
- (3) 優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストに掲載していない危害要因についても、国内外の動向や研究の進展等について、関連情報の収集を可能な範囲で実施する。

農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質の検討基準

以下の項目について検討し、優先的にリスク管理を行う有害化学物質を分類する。

(1) 食品安全を確保する観点(リスクベース)

○ 危害要因の毒性

H：耐容摂取量(TDI等)が小さく、不可逆的な影響がある。

M：耐容摂取量は中程度であり、不可逆的な影響がある。

耐容摂取量は小さいが、影響は可逆的である。

現時点で、十分な情報がない場合。

L：耐容摂取量が大きい。

耐容摂取量は中程度であるが、影響は可逆的である。

○ 危害要因の含有実態

H：農林水産物／食品中の含有濃度が高く、複数の食品群に含有される。

農林水産物／食品中の含有濃度が中程度であるが、多数の食品群に含有される。

M：農林水産物／食品中の含有濃度が中程度であり、複数の食品群に含有される。

農林水産物／食品中の含有濃度が高いが、単一の食品群にしか含有されない。

農林水産物／食品中の含有濃度が低い、多数の食品群に含有される。

現時点で、十分な情報がない場合。

L：農林水産物／食品中の含有濃度が低く、含有される食品群は限られている。

農林水産物／食品中の含有濃度が中程度であるが、単一の食品群にしか含有されない。

○ 暴露(危害要因の摂取量)の推定(日本における暴露評価、或いは毒性及び含有実態からの推定)

H：経口摂取量が多い(例えば、耐容摂取量の1割以上など)。

M：経口摂取量が中程度(例えば、耐容摂取量の100分の1以上1割未満)。

現時点で、十分な情報がない場合。

L：経口摂取量が少ない(例えば、耐容摂取量の100分の1未満)。

(2) 関係者の関心度

○ リスクコミュニケーション等を通じた関係者・国民の関心

H：非常に関心がある。

M：関心がある。

L：あまり関心がない。

－：知らなかった。

(3) 国際的動向

○ 国際機関・海外におけるリスク管理等の状況

以下の3点に基づき判断

・ コーデックス食品汚染物質部会(CCCF)における実施規範や基準値作成の検討の有無

・ FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)や関連する国際的専門家会合におけるリスク評価の検討の有無

・ 海外におけるリスク管理の取組状況

H：国際機関で既に何らかの決断がなされているか、検討中である。

M：一部の国・地域で既に何らかの決断がなされている。

L：上記のいずれにも該当しない。

食品の安全性に関する有害化学物質の サーベイランス・モニタリング中期計画 (令和3年3月 24 日公表)

1. 基本的な考え方

農林水産省は、科学的原則に基づくとともに、国際的に合意された枠組みに則って食品安全行政を推進するため、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」（平成 17 年 8 月 25 日公表。以下「標準手順書」という。）を作成し、この標準手順書に記載された標準的な作業手順に従ってリスク管理を実施している。

リスク管理には、リスク管理措置を講じる必要性とその具体的内容を検討したり、既に講じているリスク管理措置の有効性を検証したりするために、食品や飼料中の危害要因の含有実態データを得ることが不可欠である。

このため、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（以下「優先リスト」という。）に基づいて、令和3年度から令和7年度までの5年間で調査を実施すべき危害要因と食品群または飼料の組合せを明示した、食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画（以下「本計画」という。）を以下のとおり定める。

2. 調査の種類

(1) サーベイランス

問題の程度、又は実態を知るための調査のことを指す。ある有害化学物質がどのような食品にどの程度含まれているのかを把握するための調査が該当する。調査の結果は、食品中の実態把握、摂取量の推定、基準値の検討、実施したリスク管理措置の有効性の検証等に活用する。

(2) モニタリング

矯正的措置をとる必要があるかどうかを決定するために、傾向を知るための調査のことを指す。例えば、飼料中に含まれる有害化学物質について、農林水産省が設定した飼料中の基準値を超過していないかを確認する検査が該当する。調査の結果は、飼料の安全対策の確認に活用する。

3. 調査対象及び優先度分類の考え方

(1) サーベイランス・モニタリングの調査対象は、優先リストに基づいて、危害要因と食品群または飼料の組合せを決定する。

(2) サーベイランス・モニタリングの優先度は、優先リストにおける危害要因の区分、食品中の危害要因の含有実態や食品の摂取量に加え、これまでの実態調査の実施状況、調査目的に合致した分析法の有無及び国内外の動向を考慮して、以下の2区分に分類する。

A: 期間内に実施

B: 期間内に可能な範囲で実施

- (3)これらの調査対象及び優先度について、リスク管理検討会¹の場で、技術的な知見を含めて意見・情報を求め、本計画に反映させる。

4. 調査対象 別紙のとおり。

5. 留意事項

- (1) 計画期間中に食品安全に関する新たなリスクが顕在化した場合、本計画に掲載しているか否かを問わず、食品中や飼料中の危害要因の含有実態について、調査を実施する。
- (2) 危害要因を含有する可能性がある食品又は飼料の範囲が不明な場合や、十分なデータが存在せず統計量が不明な場合は、予備調査を実施する。
- (3) 国際的なリスク評価や、コーデックス委員会における最大基準値や実施規範の検討等に対応する場合、本計画に含まれているか否かを問わず、食品中の危害要因の含有実態について、必要に応じて調査を実施する。
- (4) サーベイランス・モニタリングは、農林水産省が定めた「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に基づいて実施する。
- (5) サーベイランス・モニタリングに係る分析を実施する試験室は、ISO/IEC 17025 の認定を取得していることを基本とし、精度管理を行うこと及び妥当性が確認された分析法を用いること等を条件とする。
- (6) 本計画に掲載しているサーベイランス・モニタリング調査のほか、必要に応じて、事業者等と連携してリスク管理措置を検討するための調査等を実施する。

¹ 農林水産省が標準手順書に基づき、リスク管理を行う際に関係者と意見交換を行うための検討会（「リスク管理検討会について」（平成 17 年 10 月 28 日公表、平成 27 年 10 月 1 日最終改訂））。

サーベイランス・モニタリング中期計画(調査対象)

優先度A 期間内にサーベイランスを実施

調査対象		調査の目的
危害要因	食品群・飼料	
アザスピロ酸	水産物	・二枚貝について、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。
総アフラトキシン	農産物	・国産農産物のうち、輸入食品等において汚染が知られている品目について、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。 ・気候変動等による異常気象(栽培期間中の高温、干ばつや大雨・洪水等)が農産物のアフラトキシン汚染に及ぼす影響を把握するため、汚染が懸念される国産農産物及びその加工品について、気象状況に応じて含有実態を把握。
アフラトキシン B ₁	飼料	・アフラトキシン B ₁ を含む飼料を乳牛に給与すると、アフラトキシン M ₁ として乳に移行する。このため、アフラトキシン B ₁ の基準値が設定されていない粗飼料等を給与したとしても、乳のアフラトキシン M ₁ の基準値を遵守できることを確認するとともに、アフラトキシン B ₁ の基準値が設定されていない粗飼料等について基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握。
タイプ B トリコテセン類	農産物	・国産麦類について、産地における低減対策の効果を検証するため、含有実態を把握。 ・その他の国産農産物について、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。 ・農産物のかび毒汚染は、気象条件の影響を受け、著しい年次変動があることから、継続的に調査し、汚染の程度を把握。
デオキシニバレノール	飼料	・デオキシニバレノールの基準値が設定されていない粗飼料等について、基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握。
フモニシン (B ₁ +B ₂ +B ₃)	飼料	・フモニシン(B ₁ +B ₂ +B ₃)の基準値が設定されていない粗飼料等について、基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握。
ゼアラレノン	飼料	・ゼアラレノンの基準値が設定されていない粗飼料等について、基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握。
麦角アルカロイド類	農産物	・国産麦類における麦角病の発生頻度は低いものの、麦角病の病徴がない場合でも麦粒が麦角アルカロイド類に汚染されている可能性があることから、国産麦類について、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。 ・農産物のかび毒汚染は、気象条件の影響を受け、著しい年次変動があることから、継続的に調査し汚染の程度を把握。 ・麦角アルカロイド類による汚染が認められた場合には、汚染の原因等を解明するため、詳細に含有実態を把握。

調査対象		調査の目的
危害要因	食品群・飼料	
ピロリジン アルカロイド類	農産物	・国産農産物(山菜を含む。)について、含有の有無や濃度を確認し、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、分析法が確立できた品目から、順次、含有実態を把握。必要に応じて、あく抜き等の調理による影響も把握。
	畜産物	・畜産物(はちみつ)への含有の可能性について、さらに情報収集するため、入手可能な分析用標準試薬が増えた場合には、はちみつについて、追加調査の実施を検討。
鉛	水産物	・魚介類について、安全性を向上させる措置の必要性を検討するとともに、コーデックス委員会における鉛の最大基準値設定の議論に我が国の実態を反映させるため、含有実態を把握。
	飼料	・鉛の基準値が設定されていない養殖水産動物用飼料等について、基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握。
カドミウム	農産物	・主要な国産農産物について、産地における低減対策の有効性を検証するため、含有実態を把握。 ・コメについて、生産現場で実行可能なコメ中のヒ素低減技術の確立及び普及の進捗状況に応じて、ヒ素の低減対策の普及がコメ中のカドミウム濃度に及ぼす影響を評価するため、含有実態を把握。
	飼料	・カドミウムの基準値が設定されていない養殖水産動物用飼料等について、基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握。
メチル水銀	水産物	・魚類について、安全性を向上させる措置の必要性を検討するとともに、コーデックス委員会におけるメチル水銀の最大基準値設定の議論に我が国の実態を反映させるため、含有実態を把握。
水銀	飼料	・水銀の基準値が設定されていない養殖水産動物用飼料等について、基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握。
ヒ素	農産物	・コメ中の無機ヒ素の全国的な含有実態及び年次変動について、より詳細なデータを得るため、主食用米に加えて、加工用米や米粉用米の含有実態を把握。 ・コメについて、生産現場で実行可能なコメ中のヒ素低減技術の確立及び普及の進捗状況に応じて、低減対策の効果を評価するため、含有実態を把握。
ヒ素	飼料	・ヒ素の基準値が設定されていない養殖水産動物用飼料等について、基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握。
3-MCPD 脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類	加工食品	・精製油や精製油を原料とする加工食品について、「食品中の 3-MCPD 脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類低減のための手引き」等に基づく、事業者の自主的な取組による低減効果を検証するため、含有実態を把握。
3-MCPD	加工食品	・平成 18 年度の調査時点で、自社で製造したアミノ酸液をしょうゆの原料として使用していたしょうゆ製造事業者が製造する混合醸造方式又は混合方式のしょうゆ及び原料アミノ酸液について、事業者の自主的な取組による低減効果を検証するため含有実態を把握。

調査対象		調査の目的
危害要因	食品群・飼料	
アクリルアミド	加工食品	・主要な品目について、「食品中のアクリルアミド低減のための実施指針」等に基づく事業者の自主的な取組による低減効果を検証するため、含有実態を把握。
多環芳香族炭化水素類 (PAH)	加工食品	・かつお節等の魚節製品について、「かつお節・削り節の製造における PAH 類の低減ガイドライン」等に基づく事業者の自主的な取組による低減効果を検証するため、含有実態を把握。
フラン及びフラン化合物	加工食品	・フラン及びフラン化合物の精確な分析法が確立できた食品について、可能な範囲で含有実態を把握。
ダイオキシン (コプラナー PCB を含む)	農産物	・農産物について、ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、含有実態を継続的に把握。
	畜産物	・畜産物について、ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、含有実態を継続的に把握。
	水産物	・水産物について、ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、含有実態を継続的に把握 (対象魚種を切り替えながら毎年実施)。
	飼料	・畜水産物のダイオキシン類残留の主要な経路である飼料について、ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、含有実態を継続的に把握。

優先度A 期間内にモニタリングを実施

調査対象		調査の目的
危害要因	調査対象 食品群・飼料	
アフラトキシン B ₁	飼料	・飼料中の基準値の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。 ・調査の結果は、飼料の安全対策の確認に活用。
デオキシ ニバレノール	飼料	・飼料中の基準値の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。 ・調査の結果は、飼料の安全対策の確認に活用。
フモニシン (B ₁ +B ₂ +B ₃)	飼料	・飼料中の基準値の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。 ・調査の結果は、飼料の安全対策の確認に活用。
ゼアラレノン	飼料	・飼料中の基準値の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。 ・調査の結果は、飼料の安全対策の確認に活用。
鉛	飼料	・飼料中の基準値の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。 ・調査の結果は、飼料の安全対策の確認に活用。
カドミウム	飼料	・飼料中の基準値の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。 ・調査の結果は、飼料の安全対策の確認に活用。
水銀	飼料	・飼料中の基準値の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。 ・調査の結果は、飼料の安全対策の確認に活用。
ヒ素	飼料	・飼料中の基準値の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。 ・調査の結果は、飼料の安全対策の確認に活用。

優先度B 期間内に可能な範囲でサーベイランスを実施

調査対象		調査の目的
危害要因	調査対象 食品群・飼料	
パツリン	加工食品	・国産のりんご果汁等について、自然災害等により被害果実が大量に発生した際には、非常時における現行の安全性を向上させる措置の有効性を確認するため、必要に応じて、含有実態を把握。
ゼアラレノン	農産物	・国産麦類については含有濃度が低く、現時点では安全性を向上させる措置は不要と判断しているが、気候変動等による影響についても把握するため、含有実態を把握。 ・その他の農産物について、必要に応じて、低減措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。
オクラトキシン A	飼料	・オクラトキシン A の基準値その他の措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。
タイプ A トリコテセン類	農産物	・国産麦類については含有濃度が低く、現時点では安全性を向上させる措置は不要と判断しているが、気候変動等による影響についても把握するため、含有実態を把握。 ・その他の国産農産物について、必要に応じて、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。
	飼料	・タイプ A トリコテセン類の基準値その他の措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。
ステリグマト シスチン	飼料	・ステリグマトシスチンの基準値その他の措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。
麦角 アルカロイド類	加工食品	・小麦粉について、麦角アルカロイド類濃度に著しい年次変動がある場合には、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。 ・消費量が多い加工食品について、麦角アルカロイド類の濃度が高いという情報が得られた場合には、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。
ピロリジジン アルカロイド類	加工食品	・ピロリジジンアルカロイド類を含む可能性がある消費量の多い食品について、安全性を向上させるための措置の必要性を検討するため、必要に応じて、含有実態を把握。
鉛	農産物	・食品健康影響評価の結果等により、食品由来の暴露の低減が必要となった場合には、鉛を吸着または吸収しやすい品目について、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。
	加工食品	・加工食品について、安全性を向上させるための措置の必要性を検討するとともにコーデックス委員会における鉛の最大基準値の議論に我が国の実態を反映させるため、必要に応じて、含有実態を把握。
カドミウム	水産物	・カドミウム濃度が比較的高い魚介類について、水産物の安全を確保するため、必要に応じて、含有実態を把握。

調査対象		調査の目的
危害要因	調査対象 食品群・飼料	
ヒスタミン	加工食品	・水産加工品や発酵食品について、事業者の自主的な取組による低減効果を検証するため、必要に応じて、含有実態を把握。
トランス脂肪酸	加工食品	・油脂を原料とする加工食品について、事業者の自主的な取組による低減効果を確認するとともに、日本人のトランス脂肪酸摂取量の変動への影響を把握するため、必要に応じて、含有実態を把握。
パーフルオロアルキル化合物	水産物	・食品群の中で摂取への寄与率が高い魚介類について、平均的な食生活を通じたパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びパーフルオロオクタン酸(PFOA)の摂取量の推定に必要なデータを得るため、必要に応じて、含有実態を把握。